

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月10日

東庄町長 岩田 利雄

記

1. 協議の場を設けた地域の範囲
東城地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年2月2日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- | | | |
|-------------|----|-----|
| ・法人 | 4 | 経営体 |
| ・個人 | 31 | 経営体 |
| ・集落営農（任意団体） | 0 | 組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

現在、農業者について高齢化が進み、減少傾向が続いている。町の農業を維持していくためには担い手の経営の効率化が必要である。耕種農家については農地中間管理事業を活用したほ場の集約による効率化、畜産農家については新技術の導入や飼料作物の見直しなどによる効率化をはかる。